

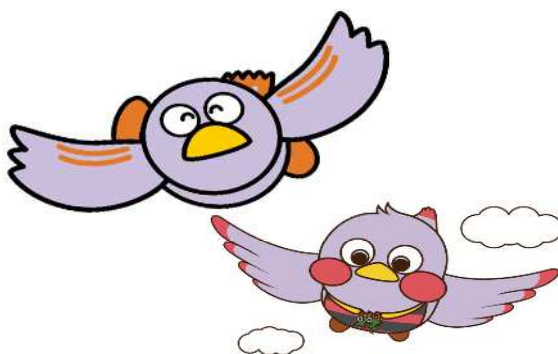
必 読



彩の国 埼玉県

看護師等育英奨学金貸与のしおり

【令和8年度版】



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっ

看護師等育英奨学金は卒業後、県内において看護師等として就業される方のための貸付金です。

卒業後、全額返還していただきますので、貸与を希望する方は返還義務を十分理解した上で申請してください。

令和8年3月

埼玉県保健医療部医療人材課

目次

<看護師等育英奨学金の概要>		ページ
1	はじめに	2
2	申込みから決定、返還までの流れ（予定）	2
3	貸与資格	3
4	制度概要（貸与）	4
5	制度概要（返還・猶予・免除）	5
6	申請手続	6
7	連帯保証人	8
8	認定所得金額の算定方法	9
9	よくある質問	14
<様式>		
・	埼玉県看護師等育英奨学金貸与申請書（様式第1号）	18
・	内申書（様式第2号）	19
・	家族状況調書（様式第3号）	20
・	埼玉県看護師等育英奨学金認定所得金額算出表	21
・	借入返還計画表	23
・	確認書	25
・	家計急変等に関する説明書	26
<条例・規則>		
・	埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例	27
・	埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則	30

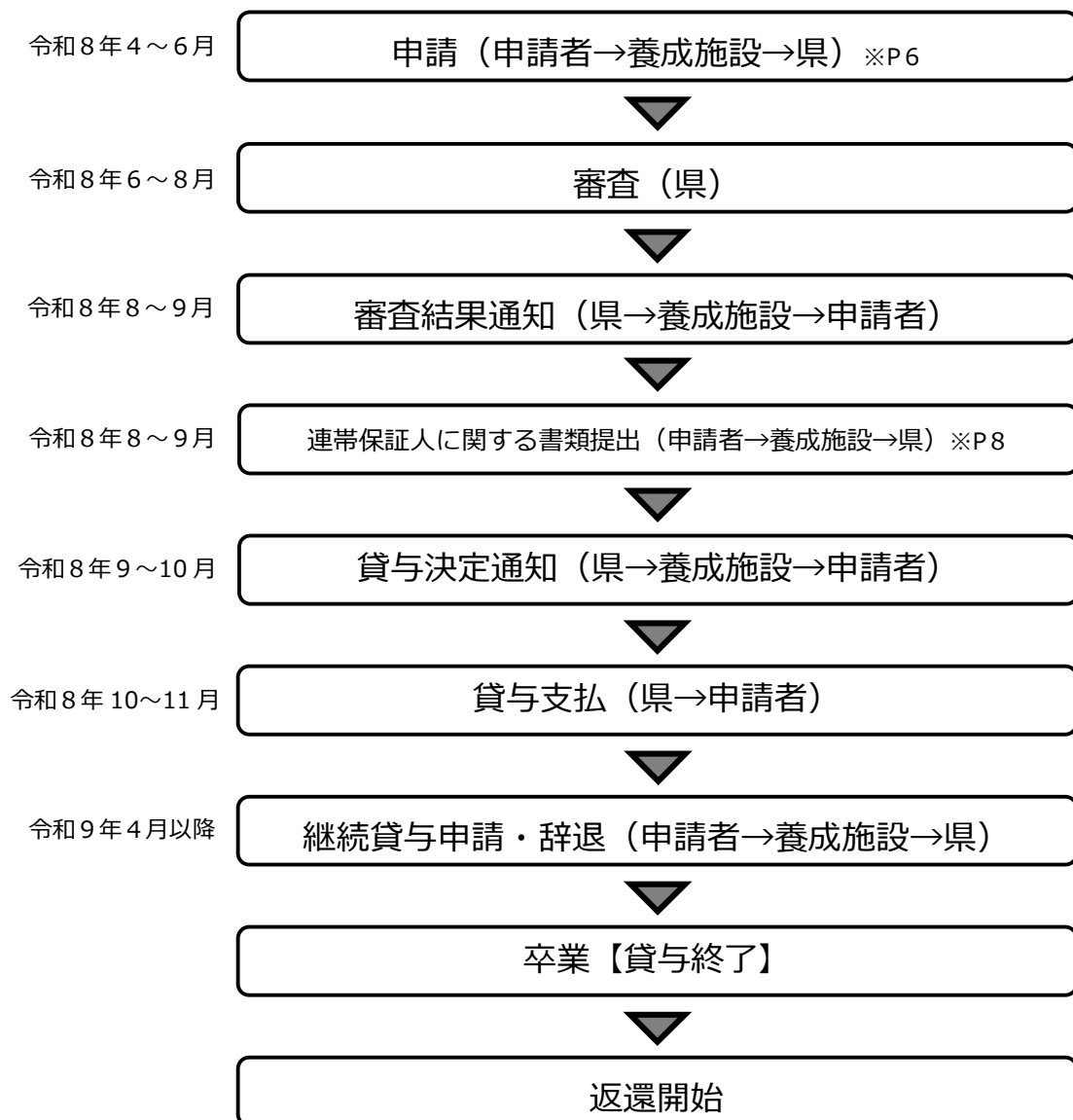
1 はじめに

埼玉県では、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」といいます。）を養成する施設に在学し、経済的な理由により修学が困難な方に埼玉県看護師等育英奨学金（以下「育英奨学金」といいます。）を貸与しています。

育英奨学金は、卒業後、県内において看護師等として就業する方に貸与するもので、無利息ですが、全額返還が原則です。

貸与を希望される方は、「貸与のしおり」をよくお読みになって、卒業後の進路や返還の負担をよく考えた上で申請してください。

2 申込みから決定、返還までの流れ（予定）



3 貸与資格

育英奨学金の申請ができるのは、次の4つの条件を全て満たす方です。
申請方法についてはP6を参照してください。

① 県内の看護師等養成施設に在学する者

② 身体が強健であり、品行方正であって、学業成績が優秀である者

[1年次に在学する方]

- 入学試験における成績が**上位2分の1以内**であること。
※貸与申請者成績順位／入学者数により算出します。

[2年次以上に在学する方]

- 前年次の成績が**上位2分の1以内**であること。
- 前年次までの取得単位数が通算標準取得単位数を満たしていること。**
- 前年次の欠席日数が出席すべき日数の**1割以上**でないこと。

※上記の規定に該当しないが、育英奨学金の貸与者としてふさわしいと看護師等養成施設が判断した場合には申請を受け付けます。

(この場合、特段の事情について内申書2(3)その他(特記事項)への記載が必要となります。)

※申請者多数の場合は、審査に当たって面接を実施する場合があります。

③ 経済的な理由により修学が困難である者

- 認定所得金額が347万円以下**であること。

- ・算定方法についてはP9～P13を参照してください。
- ・これに相当する世帯・年収の目安は、4人世帯の場合でおおよそ767万円以下です。

※上記の規定に該当しないが、家計急変等により、算定された認定所得金額が経済状況の実情と著しく異なり、経済的な理由により修学が困難であると看護師等養成施設が判断した場合には申請を受け付けます。(この場合、家計急変等に関する説明書(P26)が必要となります。)

④ 卒業後、県内において看護師等として就業することが確実であると認められる者

※返還事由が生じた日(卒業等)の翌日から2か月以内に県内において看護師等の業務に従事していない場合、**貸与額全額一括返還**となります。

4 制度概要（貸与）

（1）貸与年額

養成課程ごとの貸与年額は、次のとおりです。（無利息貸与）

設置主体	保健師、助産師 看護師養成課程	准看護師 養成課程
① 国公立養成施設	270,000円	360,000円
② ①以外の養成施設	540,000円	

※「国公立養成施設」とは、独立行政法人国立病院機構及び地方公共団体が設置する養成施設をいいます。

※「公立大学法人埼玉県立大学」は「② ①以外の養成施設」に該当します。

（2）貸与期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。

（3）貸与方法

貸与決定後、年額を一括で被貸与者名義の口座に振り込みます。

（4）継続貸与

令和8年4月以降も継続して貸与を受けるためには、毎年度継続申請書の提出が必要となります。下記の「継続申請時の被貸与資格」の条件をすべて満たしているか審査しますので御留意ください。

※休学又は停学等が生じた場合、貸与は停止となります。なお、休学等から復学した者の継続貸与申請は、原則として認めません。

継続申請時の被貸与資格

- 前年次の成績が上位2分の1以内であること。
- 前年次までの取得単位数が通算標準取得単位数を満たしていること。
- 前年次の欠席日数が出席すべき日数の1割以上でないこと。

※上記の規定に該当しないが、育英奨学金の被貸与者としてふさわしいと看護師等養成施設が判断した場合には申請を受け付けます。

（この場合、特段の事情について内申書への記載が必要となります。）

5 制度概要（返還・猶予・免除）

（1）返還

育英奨学金は、貸与終了（卒業）後、全額を返還していただきます。
返還方法は、下記①又は②のいずれに該当するかで変わります。

① 看護師等の免許を取得し、卒業の翌日（4月1日）から2か月以内に埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事している方

ア 返還方法

次のいずれかの返還方法となります。

①一括払い

②年賦払い（貸与年額と同額）

③年賦払い（貸与年額の半額）

具体的にはP14「9よくある質問」の〈返還〉を参照してください。

イ 返還期限

毎年度の1月31日

② ①以外の方（県外就業、退学など）

ア 返還方法

一括払い

イ 返還期限

当該返還事由が生じた日の翌日から6か月以内

※返還金の納入が滞った場合、**年利7.25%の延滞利息**が発生するほか、**貸与者本人や連帯保証人に対し、督促、催告、財産の差押え等**が行われる場合があります。なお、返還事務に必要な範囲で、貸与者本人や連帯保証人の住所及び連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有し、利用することがありますので、御了承ください。

（2）返還猶予

育英奨学金の貸与を受けた方で、次の①～②に該当する場合は、当該事由が継続する間返還を猶予することがあります。

① 卒業後、他の看護師等養成施設（県外の施設も含む。）に進学し、在学しているとき。

② 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

（3）返還免除

育英奨学金の貸与を受けた方が、死亡し又は心身の著しい障害により返還することができなくなった場合は、返還を免除することがあります。

6 申請手続

(1) 申請方法

貸与の申請を行う方は、「(3) 申請書類」を参照し、必要な書類を在学している看護師等養成施設に提出してください。

(2) 提出期限

各養成施設が指定する期日まで

(3) 申請書類

以下の①～⑩のうち該当する書類を提出してください。

提出書類	対象
①貸与申請書（様式第1号） P18 ・「2 貸与申請金額」については、P4の「(1) 貸与年額」を参考に、在学する養成課程の貸与年額を記載してください。 ・申請時点で申請者が未成年の場合、親権者全員又は未成年者後見人の同意が必要となりますので、申請書の下欄に自筆してください。	全員
②内申書（様式第2号） P19 ・養成施設に記載を依頼してください。	全員
③家族状況調書（様式第3号） P20	全員
④住民票 ・世帯員全員の「本籍」、「続柄」及び「筆頭者」が記載されているもの。 ※家族と別居で暮らしていても、家族間で生活費、学費、療養費等の仕送りがある場合は、同一世帯となり、別居している方の住民票の提出も必要になります。(例：父母等で勤務地の関係で別居している者や、修学や病気療養等のために一時別居している者)。	全員
⑤埼玉県看護師等育英奨学金認定所得金額算出表 P21 ※詳細及び記載方法についてはP9～P13を参照してください。 P22に記載例があります。	全員

⑥市区町村長の発行する世帯員全員の所得証明書又は非課税証明書	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>令和7年分（令和7年1月～12月）</u>の所得の内容を証明する所得証明書を提出してください。 ・ 世帯員全員(本人以外の学生を除く。)の所得証明書を提出してください。 ・ <u>申請者本人分も必ず提出してください。</u> ・ 所得証明書は、令和8年5月中旬から6月中旬以降、お住まいの市区町村役場で取得することができます。 ・ 「所得証明書」という名称が一般的ですが、市区町村によっては、「所得証明書」ではなく「課税証明書」という名称の場合があります。 ・ 無収入や非課税の方については「非課税証明書」を提出してください。 	全員
⑦借入返還計画表	P23
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で決まっている範囲で、借入額（貸与年額×貸与を受ける年数）と年間返還額（卒業後、返還開始時に1年間に返還する金額）を記入してください。 ・ 他の奨学金も借りる予定の方は、その奨学金についても記入してください。P24に記載例があります。 	全員
⑧確認書	P25
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての項目について確認の上、同意していただく必要があります。 ・ それぞれの項目の確認欄に○をつけてください。 	全員
⑨その他認定所得算出に必要な証明書類	
<ul style="list-style-type: none"> ア 世帯員に高校生以上の学生がいる場合：学生証の写し イ 自宅外通学だが住民票を移していない場合：自宅外通学を証明する書類 ウ 世帯員に障害者の方がいる場合：障害者手帳の写し エ 「長期療養者世帯」「主たる家計支持者別居世帯」「火災・風水害被害世帯」に該当する場合：必要な証明書類（P12を参照してください。） 	該当者のみ
⑩家計急変等に関する説明書	P26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「認定所得金額が347万円以下であること」に該当しないが、家計急変等により、算定された認定所得金額が経済状況の実情と著しく異なり、経済的な理由により修学が困難であると看護師等養成施設が判断し、申請をする場合は提出してください。（※養成施設に記載を依頼してください） 	該当者のみ

7 連帯保証人

育英奨学金の貸与にあたり、連帯保証人が2名必要となります。

審査の終了後すぐに連帯保証人についての書類（借用証書等）が必要となりますので、あらかじめ、連帯保証人2名の内諾を得ておいてください。

なお、原則として貸与決定後（継続貸与期間も含む）に連帯保証人を変更することはできませんので、このことを踏まえた上で内諾を得てください。

※返還が滞ると、実際に県から連帯保証人に対して返還請求を行い、連帯保証人に返還していただくこととなります。返還できるだけの収入があり、十分な信頼関係ができているか等を考慮し、連帯保証人に相応しい方を立ててください。

※連帯保証人は育英奨学金の貸与、返還終了までの間を通して保証していただく方なので、審査の結果、変更を求めることがあります

<連帯保証人の要件>

- (1) 継続安定した収入が見込まれ、返還が滞った際に、直ちに返還することができること。
- (2) 被貸与者本人の配偶者、事実婚の者または同性パートナーでないこと（婚姻予定の者も含む）。
- (3) 連帯保証人1名については2親等以内の親族または(2)の1親等以内の親族であること。
- (4) 連帯保証人1名については関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に住所を有すること。
- (5) 被貸与者本人と同一生計を営んでいないこと。（ただし、(3)の連帯保証人は除く。）
- (6) 連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。
※住民票において同一世帯となっている場合、原則として同一生計とみなします。
※上記(1)～(6)はあくまで原則となります。
これによることができない場合は、埼玉県にご相談ください。

<連帯保証人に関する提出書類>

貸与の内定を得た方は以下(1)～(4)の書類を提出してください。

- (1) 誓約書
- (2) 連帯保証人の住民票（本籍・筆頭者が記載されているもの）
- (3) 借用証書
- (4) 連帯保証人の本人確認書類（運転免許証の写し等）

8 認定所得金額の算定方法

(1) 認定所得金額

世帯所得金額合計から各種控除額合計を差し引いた金額を認定所得金額といいます。

$$\text{認定所得金額} = \text{世帯所得金額合計} - \text{各種控除額合計}$$

(次の(3)の①～⑧に該当するもの)

- ・「認定所得金額」が347万円以下であることが被貸与資格となります。
- ・上記の規定に該当しないが、家計急変等により算定された認定所得金額が経済状況の実情と著しく異なり、経済的な理由により修学が困難であると看護師等養成施設が判断した場合には申請を受け付けます。(この場合、家計急変等に関する説明書(P26)の提出が必要となります。)

(2) 世帯所得金額合計

同居・別居を問わず、本人と生計を一にする(同一生計)世帯全員の所得金額を合計した金額を、世帯所得金額合計といいます。(個人毎に1万円未満切捨て)

- ・「収入金額」とは給料や売上げなどの総額をいい、「所得金額」は収入金額から必要経費等を差し引いた金額をいいます。
- ・所得金額は、市区町村長の発行する所得証明書等に記載されている所得金額となります。(収入金額ではありませんので注意してください。)
- ・本人に所得がある場合は、本人の所得も合算します。
- ・家族と別居で暮らしていても、家族間で生活費、学費、療養費等の仕送りがある場合は、同一生計となります(例：父母等で勤務地の関係で別居している者や、修学や病気療養等のために一時別居している者)。
- ・住民票において同一世帯となっている場合は、原則として同一生計とみなします。

(3) 控除額

① 世帯人数による控除

控除額：下表のとおり

世帯人数	控除額	世帯人数	控除額
1名	0円	4名	90万円
2名	59万円	5名	100万円
3名	73万円	6名	111万円

※7名以上の場合は1名増す毎に6名の控除額に12万円を加算

② 母子・父子世帯控除

控除額：母子・父子世帯である場合99万円

※「母子・父子世帯」とは下記の世帯構成をいいます。

- 母又は父と18歳未満の子の世帯
- 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上であって前年の所得金額が50万円以下である祖父母の世帯
- 18歳未満の子の世帯
- 祖父母と18歳未満の子の世帯
- 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯
- 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上であって前年の所得金額が50万円以下である祖父母の世帯

※この控除に関し、18歳以上の就学者（本人を含む）及び長期療養者、障害者等の理由により経済力のない人は、18歳未満の子として扱ってください。

③就学者世帯控除

控除額：下表のとおり（控除額は1名当たり）

※申請者本人は就学者世帯控除の対象ではなく「⑧本人を対象とする控除」になります。

証明書類：学生証の写し（高校生以上）

：自宅外通学を証明する書類（自宅外通学だが住民票を移していない場合）

※現在住んでいる住居がアパートなどで、賃貸契約を結んでいる場合は、契約書のコピーを提出してください。学校の寮などで、賃貸契約を結んでいない場合は、学校に寮に住んでいることの証明書（任意様式）をもらい、提出してください。

学校区分	設置主体	通学区分	控除額	設置主体	通学区分	控除額
小学校	—	—	31万円	—	—	—
中学校	—	—	46万円	—	—	—
高等学校	国公立	自宅	39万円	私立	自宅	88万円
		自宅外	69万円		自宅外	118万円
高等専門学校	国公立	自宅	(※1)39万円	私立	自宅	(※1)88万円
			(※2)43万円			(※2)87万円
		自宅外	(※1)69万円		自宅外	(※1)118万円
			(※2)72万円			(※2)116万円
大学・短大	国公立	自宅	74万円	私立	自宅	133万円
		自宅外	121万円		自宅外	180万円
専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	39万円	私立	自宅	88万円
		自宅外	69万円		自宅外	118万円
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	36万円	私立	自宅	102万円
		自宅外	81万円		自宅外	147万円

※1…第1学年から第3学年まで

※2…第4学年、第5学年及び専攻科

④障害者世帯控除

控除額：障害者1名につき99万円

証明書類：障害者手帳の写し

⑤長期療養者世帯控除

控除額：療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額

証明書類：過去1年間の治療費、医薬品費等の領収書の写し

※出願時において継続して6か月以上の療養を必要とする者の医療費（診療代・治療代・医薬品代等）、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額は除きます。

⑥主たる家計支持者別居世帯控除

控除額：別居のため特別に支出している年間金額（上限71万円）

証明書類：過去1年間の住居費、光熱水道費等の領収書の写し

※主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、申請後も1年以上別居が継続する見込みであることが必要です。

※別居地の住居費、光熱水道費、家具・家事用品の実費に限ります。

⑦火災・風水害被害世帯控除

控除額：日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額

証明書類：罹災証明書等

※申請時の前年から申請時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材又は生産手段に被害を受け、長期(2年以上)にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。ただし、保険金、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。

⑧本人を対象とする控除

控除額：下表のとおり

証明書類：自宅外通学を証明する書類（自宅外通学だが住民票を移していない場合）

※現在住んでいる住居がアパートなどで、賃貸契約を結んでいる場合は、契約書のコピーを提出してください。学校の寮などで、賃貸契約を結んでいない場合は、学校に寮に住んでいることの証明書（任意様式）をもらい、提出してください。

学校区分	保健師・助産師・看護師		准看護師	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学（国公立）	自宅通学	77万円		
	自宅外通学	124万円		
大学（私立）	自宅通学	91万円		
	自宅外通学	138万円		
専修学校（国公立）	自宅通学	46万円		
	自宅外通学	91万円		
専修学校（私立）	自宅通学	95万円	自宅通学	88万円
	自宅外通学	140万円	自宅外通学	118万円

※ 埼玉県立常盤高等学校については専修学校（国公立）の保健師・助産師・看護師養成課程の控除額とします。

9 よくある質問

(1) 自宅外通学

Q 自宅外通学だが住民票を移していない場合、自宅外通学を証明する書類として、どのような書類を提出すればよいか。

A 現在住んでいる住居がアパートなどで、賃貸契約を結んでいる場合は、契約書のコピーを提出してください。学校の寮などで、賃貸契約を結んでいない場合は、学校に寮に住んでいることの証明書（任意様式）をもらい、提出してください。

(2) 県内就業

Q 卒業後、県内において看護師等として就業したことはどのように確認するのか。

A 卒業後、6月中旬までに「就業届」を提出していただきます。
提出いただいた「就業届」により、卒業日の翌日（4月1日）から2か月以内（5月31日）に県内において看護師等の業務に従事しているかどうか確認します。
なお、卒業日は各養成施設の卒業式の日ではなく、3月31日とします。

Q 退学した場合や看護師免許が取得できなかった場合はどうなるのか。

A 退学した場合は、退学日の翌日から6か月以内に**一括返還**していただくこととなります。

卒業時に、貸与を受けた養成施設に係る看護師等免許が取得できなかった場合も、原則として**一括返還**となります。しかし、翌年の試験に合格する見込みがあると養成施設が認めるときは、1年間返還を猶予することがあります。

(3) 返還

Q 育英奨学金の返還について教えてほしい。

A 育英奨学金の返還は、県が発送する納入通知書を添えて金融機関の窓口で入金していただくこととなります。納入場所等の詳細については、納入通知書の発送時にお知らせします。

育英奨学金の返還方法は、下記①又は②のいずれかとなります。

①看護師等の免許を取得し、卒業後2か月以内に埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事している方

次のいずれかの返還方法となります。

ア 一括払い

イ 年賦払い（貸与年額と同額）

ウ 年賦払い（貸与年額の半額）

なお、納入通知書は毎年9月頃の発送予定で、返還期限は毎年度1月末です。

(返還例) …年額540,000円で3年間貸与を受けた場合【総額 1,620,000円】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
一括払い	1,620,000					
年賦払い (貸与年額と同額)	540,000	540,000	540,000			
年賦払い (貸与年額の半額)	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

② ①以外の方（県外就業、退学など）

当該事由が生じた日の翌日から6か月以内に一括返還していただきます。

(4) 返還猶予

Q 現在返還中であるが、次の4月より看護師課程に進学する。手続はどうか。

A 返還猶予申請書及び進学先の在学証明書を提出してください。進学してから1か月以内に提出するようお願いします。

Q 疾病・けが等により返還ができない状況の場合は、返還猶予となるのか。

A 返還猶予申請書及び医師の診断書（疾病・けが等に関する具体的な病名及び療養に要する期間の記載があることが必須）を提出してください。

審査の上で猶予を決定しますので、申請した方全てが猶予となるわけではありません。なお、診断書記載の期間のみが猶予の検討対象となります。

Q 卒業後、福祉関係を専攻する大学に進学した場合は、返還猶予となるのか。

A この場合は、返還猶予の対象外です。返還猶予の対象となるのは、看護職員（保健師、助産師、看護師）を養成する学校等であり、卒業すると看護職員免許試験の受験資格を得ることが必要です。それ以外の学校等への進学は対象外です。

(5) 育英奨学金の貸与を2度以上受ける場合

Q 准看護師課程の時と看護師課程に進学した時の2度育英奨学金を受ける場合は、書類の手続方法や年間返還額はどうか。

A 育英奨学金は貸与を受けた養成施設ごとに扱っており、貸与番号も異なります。書類の提出が必要な場合はそれぞれ作成していただくこととなります。

また、年間返還額はそれぞれの貸与年額の半額の合計となります。例えば、准看護師課程で毎年36万円、看護師課程で毎年54万円の貸与を受けた場合は、45万円（18万円+27万円）の年賦払いとなります。

(6) 他の奨学金との併用

Q 他の奨学金と併用できるのか。

A 他の奨学金との併用は可能です。併用を考える際には、他の奨学金の貸付条件や今後の返済計画をよく確認してください。

(7) その他

Q 手続きに必要な書類・しおりを紛失してしまった。

A 埼玉県のホームページから各種提出書類・しおり・条例等が印刷できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/ikueishougakukinn/>

インターネットを利用できない場合、FAX・郵送等で送付しますので御連絡ください。

Q 学校の説明の一部に分からないことがあるのだが。

A 御不明な点がある場合は、必ず埼玉県に確認してください。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与申請書

令和 年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

貸与申請者 郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日生
電話番号 _____

私は、埼玉県看護師等育英奨学金の貸与を受けたいので、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第1条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 在学する学校・養成所名等

- (1) 学校・養成所名 _____
(2) 課 程 名 _____
(3) 学 年 第 _____ 学年

2 貸与申請金額 年額 金 _____ 円

3 貸与申請期間 令和8年4月から令和9年3月まで

4 貸与を希望する理由

* 以下は、貸与申請者が未成年の場合に記入してください。

上記申請について同意します。

親権者 住 所 〒 _____
(未成年者後見人) 氏 名 _____ 貸与申請者との関係
親権者 住 所 〒 _____
(未成年者後見人) 氏 名 _____ 貸与申請者との関係

内 申 書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（宛先）

埼玉県知事

学校・養成所名 _____
校長氏名 _____
課程名 _____
記載者 _____

埼玉県看護師等育英奨学金の貸与を希望している下記の学生について、埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則第1条の規定により内申します。

記

1 貸与申請者 第 _____ 学年 氏名 _____

2 本人の状況

（1）健康状況及び品行

（2）学業成績（イ及びウは2年生以上について記入）

ア 順位 _____ 人中第 _____ 位（上位 _____ パーセント）

入学試験の種類（1年生について記入） _____

イ 欠席日数 _____ 日／出席すべき日数 _____ 日（欠席割合 _____ パーセント）

ウ 取得単位数 _____ 単位／通算標準取得単位数 _____ 単位（准看護師養成課程は記載不要）

*アの順位は、1年次に在学する方の場合、入学者中の順位を記載してください。

*学業成績が貸与資格を満たさない場合は（3）その他（特記事項）に「貸与申請する特段の事情」を必ず記載してください。

（3）その他（特記事項）

家族状況調書

1 貸与申請者

住 所	
氏 名	
学校・養成所名	

2 家族の状況

氏 名	続 柄	生年月日	職 業	給与所得額	その他の所得額	同居・別居の別
	本人					

埼玉県看護師等育英奨学金認定所得金額算出表

1 世帯所得金額

世帯所得金額合計 万円①

世帯員氏名	続柄	所得金額	所得種別	職業

*所得金額は1万円未満切捨

2 控除金額

控除額 [(1)～(8)] 合計 万円②

(1) 世帯人数による控除

控除額 万円 (1)

世帯人数		名
------	--	---

(2) 母子・父子世帯控除

控除額 万円 (2)

(3) 就学者世帯控除

控除額 万円 (3)

学校区分	設置主体	通学区分	1名当たり控除額 ①	人数 ②	控除額 ①×②

(4) 障害者世帯控除

控除額 万円 (4)

(5) 長期療養者世帯控除

控除額 万円 (5)

(6) 主たる家計支持者別居世帯控除

控除額 万円 (6)

(7) 火災・風水害被害世帯控除

控除額 万円 (7)

(8) 本人を対象とする控除

控除額 万円 (8)

種別	設置主体	通学区分

3 認定所得金額

認定所得金額 万円 (①－②)

「世帯所得金額合計」－「控除額合計」

記載例 埼玉県看護師等育英奨学金認定所得金額算出表

1 世帯所得金額

世帯所得金額合計 万円①

世帯員氏名	続柄	所得金額	所得種別	職業	
埼玉 彩子	本人		万円	看護学校生	
埼玉 太郎	父	550	万円	給与所得	会社員
埼玉 花子	母	200	万円	給与所得	会社員
埼玉 一郎	兄		万円		大学生
埼玉 次郎	弟		万円		中学生
			万円		
			万円		

算出表を電子データで入力する場合、着色された箇所に入力してください。(それ以外の箇所には入力できないようになっています。)

*所得金額は1万円未満切捨

2 控除金額

控除額 [(1)~(8)] 合計 万円②

(1) 世帯人数による控除

控除額 万円 (1)

世帯人数	<input type="text" value="5"/> 名
------	----------------------------------

(2) 母子・父子世帯控除

控除額 万円 (2)

(3) 就学者世帯控除

控除額 万円 (3)

学校区分	設置主体	通学区分	1名当たり控除額 ①	人数 ②	控除額 ①×②
大学	私立	自宅外	180 万円	1 名	180 万円
中学校	—	—	46 万円	1 名	46 万円
			万円	名	万円
			万円	名	万円

(4) 障害者世帯控除

控除額 万円 (4)

(5) 長期療養者世帯控除

控除額 万円 (5)

(6) 主たる家計支持者別居世帯控除

控除額 万円 (6)

(7) 火災・風水害被害世帯控除

控除額 万円 (7)

(8) 本人を対象とする控除

控除額 万円 (8)

種別	設置主体	通学区分
看護師養成課程	私立	自宅

3 認定所得金額

認定所得金額 万円 (①-②)

「世帯所得金額合計」 - 「控除額合計」

借入返還計画表

令和 年 月 日

氏名

(単位 円、年)

借入内容	借入額 (A)	年間返還額 (B)	返還年数 (C)	免除制度 の有無
埼玉県看護師等育英奨学金				
他の奨学金① (予定を含む)				
他の奨学金② (予定を含む)				
合計				

※1 他の奨学金欄は該当する場合に記載してください

※2 免除制度「あり」の奨学金は、返還になった場合を想定し記載してください。

記載例

借入返還計画表

令和 年 月 日

氏名

①貸与額の総額
 ②貸与年額の同額
 ③貸与年額の半額
 のいずれか予定している額を記載

予定している貸与額の総額を記載
 2年間の予定の場合、貸与年額×2の額

(A) ÷ (B)

(単位 円、年)

借入内容	借入額 (A)	年間返還額 (B)	返還年数 (C)	免除制度 の有無
埼玉県看護師等育英奨学金	1,080,000	270,000	4	
他の奨学金① (予定を含む)	960,000	240,000	4	あり
他の奨学金② (予定を含む)	—	—	—	—
合計	2,040,000	510,000		

- ※1 他の奨学金欄は該当する場合に記載してください
- ※2 免除制度「あり」の奨学金は、返還になった場合を想定し記載してください。

それぞれの奨学金に応じた額と年数を記載してください。

確認書

令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

貸与申請者 氏名 _____

私は、下記の内容について確認の上、同意します。

記

確認欄	項目
	私は健康に注意し、在学中は勉学に励みます。
	卒業時には看護師等の免許を取得できるよう、努めます。
	卒業後（猶予満了後）は埼玉県内の施設において看護師等の業務に従事します。
	「看護師等育英奨学金貸与のしおり」を読み、その内容を理解した上で埼玉県看護師等育英奨学金貸与申請を行います。

※それぞれの項目の確認欄に○をつけてください。

家計急変等に関する説明書

第 _____ 号
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛先)

埼玉県知事

学校・養成所名 _____

校長氏名 _____

課程名 _____

記載者 _____

埼玉県看護師等育英奨学金の貸与を希望している下記の学生について、家計急変等により算定された認定所得金額が経済状況の実情と著しく異なり、経済的な理由により修学が困難であると認められるので説明します。

記

- 1 貸与申請者 第 _____ 学年 氏名 _____
- 2 算定された認定所得金額 _____ 円
- 3 家計急変等の理由

- 4 経済状況の実情（生活費の出所・親族等からの援助の有無等）

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例

平成十年三月二十七日

条例第十六号

改 平成一四年 二月一九日条例第二号 平成二二年 三月三〇日条例第一四号
正

埼玉県看護婦等育英奨学金貸与条例をここに公布する。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例

題名改正〔平成一四年条例二号〕

（目的）

第一条 この条例は、県内の看護師等養成施設に在学する者であつて、経済的な理由により修学が困難で、かつ、将来県内において看護師等の業務に従事しようとするものに対し、予算の範囲内で奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成及び確保を図ることを目的とする。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

（定義）

第二条 この条例において「看護師等」とは保健師、助産師、看護師及び准看護師をいい、「看護師等養成施設」とは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づき指定を受けた学校又は養成所（これらのうち授業料が徴収されないものを除く。）をいう。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 県内の看護師等養成施設に在学する者であること。
- 二 身体が強健であり、品行方正であつて、かつ、学業成績が優秀な者であること。
- 三 経済的な理由により修学が困難な者であること。
- 四 看護師等養成施設を卒業した後、県内において看護師等の業務に従事することが確実にであると認められる者であること。

一部改正〔平成一四年条例二号・二二年一四号〕

(貸与の額)

第四条 奨学金の貸与の額は、次の表のとおりとする。

区分		貸与額 (年額)
看護師等養成施設に在学する者 (次の項に該当する者を除く。)	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構が設置する看護師等養成施設	二十七万円
	地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構以外の者が設置する看護師等養成施設	五十四万円
看護師等養成施設に在学する者 (准看護師を養成する課程に在学する者に限る。)		三十六万円

一部改正 [平成二二年条例一四号]

(貸与期間)

第五条 奨学金の貸与期間は、その貸与を受ける者の在学する看護師等養成施設の正規の修業期間以内とする。ただし、知事は、やむを得ない事由があると認めるときは、貸与期間を延長することができる。

一部改正 [平成一四年条例二号]

(交付の方法)

第六条 奨学金は、その年額を一括して本人に交付する。

一部改正 [平成二二年条例一四号]

(貸与の決定の取消し等)

第七条 知事は、奨学金の貸与の決定又は交付を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与の決定を取り消し、又は交付を停止するものとする。

- 一 第三条に規定する者でなくなったとき。
- 二 休学したとき。
- 三 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 四 その他奨学金を貸与することが適当でない認められるに至ったとき。

(返還事由)

第八条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業その他の事由により奨学金の貸与の事実がやんだときは、規則の定めるところにより、貸与を受けた奨学金を返還しなければならない。

(返還の債務の履行猶予)

第九条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が看護師等養成施設に在学している間は、奨学金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 知事は、奨学金の貸与を受けた者に災害、疾病その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続する期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一部改正 [平成一四年条例二号]

(返還の債務の免除)

第十条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により奨学金を返還することができなくなったときは、奨学金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第十一条 奨学金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年七・二五パーセントの割合を乗じて得た額の延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞利息の額が、百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年二月十九日条例第二号）

この条例は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十日条例第十四号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 改正後の埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止)

3 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十八年埼玉県条例第五号）は、廃止する。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の廃止に伴う経過措置)

4 前項の規定による廃止前の埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の規定に基づく貸与の決定を受けた者に係る修学資金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

平成十年三月三十一日

規則第四十七号

改正

- 平成一四年 二月二六日規則第六号
- 平成二〇年 八月二九日規則第七八号
- 平成二二年 三月三〇日規則第五七号
- 令和 七年 三月二八日規則第六〇号

埼玉県看護婦等育英奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則

（貸与の申請）

第一条 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成十年埼玉県条例第十六号。以下「条例」という。）の規定により、奨学金の貸与を受けようとする者は、毎年度、様式第一号の奨学金貸与申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 様式第二号の内申書

二 様式第三号の家族状況調書

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、貸与の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

（誓約書の提出）

第二条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人が連署した様式第四号の誓約書を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第三条 前条の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、保証能力を有するものでなければならない。

（退学等の届出）

第四条 第一条第二項の規定により貸与の決定の通知を受けた者（以下「被貸与決定者」という。）は、退学し、休学し、転学し、又は条例第三条第二号から第四号までに該当する者でなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。退学又は停学の処分を受けたときも、同様とする。

（辞退の届出）

第五条 被貸与決定者は、奨学金の貸与を辞退しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（卒業の届出）

第六条 奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、奨学金の貸与に係る看護師等養成施設を卒業したときは、速やかに様式第五号の卒業届を知事に提出しなければならない。

(就業の届出)

第七条 被貸与者で、奨学金の貸与に係る看護師等の免許を取得したものは、当該奨学金の返還の事由が生じた日（条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けた者にあつては、当該猶予の期限。次条第一項及び第二項において同じ。）の翌日から起算して二箇月以内に県内において看護師等の業務に従事したときは、速やかに様式第六号の就業届を知事に提出しなければならない。

(返還方法)

第八条 前条の規定により就業届を提出した者は、返還の事由が生じた日の属する年の翌年（返還の事由が生じた日が八月一日から十二月三十一日までの間である場合にあっては、翌々年）以降、毎年一月三十一日までに、貸与を受けた奨学金の年額の二分の一に相当する額（返還すべき債務の残額が当該額に満たないときは、当該返還すべき債務の残額）を県に返還しなければならない。

2 被貸与者（前条の規定により就業届を提出した者を除く。）は、返還の事由が生じた日の翌日から起算して六箇月以内に、貸与を受けた奨学金の全額を一括して県に返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、前項に規定する返還の方法によることができる。

3 被貸与者は、第一項及び前項ただし書の規定にかかわらず、返還すべき債務の全部又は一部を繰り上げて返還することができる。

4 知事は、第一項及び第二項ただし書の規定による返還が困難な特別の事情があると認める者については、返還すべき年額を減額することができる。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第九条 条例第九条の規定により奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第七号の返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査の上、猶予の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(返還の債務の免除の申請)

第十条 条例第十条の規定により奨学金の返還の債務の免除を受けようとする者は、様式第八号の返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査の上、免除の可否を決定し、その結果を本人に通知するものとする。

(異動の届出)

第十一条 被貸与決定者は、本人又は連帯保証人の氏名、住所、連絡先等に変更があつたとき、及び条例第九条の規定による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けている場合であつて当該履行の猶予を受けることとなつた理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第十二条 被貸与決定者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、様式第九号の死亡届にその死亡を証明する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(報告の要求)

第十三条 知事は、奨学金の貸与の目的を達成するため必要があるときは、被貸与決定者に報告を求めることができる。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年二月二十六日規則第六号)

この規則は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則 (平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成二十二年三月三十日規則第五十七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則の廃止)

2 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例施行規則(昭和三十八年埼玉県規則第二十一号)は、廃止する。

附 則 (令和七年三月二十八日規則第六十号)

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県保健医療部医療人材課
看護・医療人材担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3546